



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 3

皆様こんにちは。

第3回目のタイ国法律改訂情報は「工場経営者に対する年次手数料免除」についてです。

昨年9月に交付された省令ですが、ご存じない方も多数いらっしゃるかと存じます。本年9月30日まで有効となっておりますので、これを機に見直されてはいかがでしょうか。

2010年

省令

工場経営者に対する年次手数料免除

(ยกเว้นค่าธรรมเนียมรายปีให้แก่ผู้ประกอบการโรงงาน)

ヨックウェンカータムニヤムラーイピーハイゲーブープラコープキツジャカーンロンガーン)

本省令は、1992年工場法(พระราชบัญญัติโรงงาน プララーチャバンヤッロンガーン)第6条に基づき制定された。当該法には、個人の権利及び自由を制限する条項が含まれているが、タイ王国憲法第29条及び32条、33条、41条、43条において施行が認められている。工業大臣は以下の通り制定する。

2010年10月1日から2011年9月30日の期間に支払うことになっている、1992年工場法に基づく年次手数料を免除する。対象は、第2種及び第3種の工場事業者である。

2010年9月21日公布
チャイウット・バンナワット
工業大臣

備考：タイ国内複数箇所において政治集会等が行われたことにより平和が乱され、工業事業への投資が低迷したことから、タイ経済の回復に悪影響が生じた。したがって、支払いが義務付けられている工場事業者の年次手数料を、2010年10月1日から2011年9月30日までの期間免除することが妥当であると考え、本省令を公布した。本省令により、工場事業者の負担の軽減、及び雇用維持と工業事業への継続的投資の奨励を目指す。

※補足： 以下は、「1992年工場法」に記載されている。

- 第2種の工場とは、工場事業者が事前に許可者に対して通知しなければならない種類・規模の工場をいう。
- 第3種の工場とは、事前に許可を得なければならない種類・規模の工場をいう。

	各種手数料
(1) 申請手数料	100 パーツ/部
(2) 許可証または工場拡張許可証	100,000 パーツ/部
(3) 仮許可証	1,000 パーツ/部
(4) 許可証延長手数料((2)の額に応じる)	
(5) 工業事業にかかる手数料	30,000 パーツ/部

翻訳者：高野 香 (TJ Prannarai 翻訳事業部)

タイ語の原文がございます。ご入用の方はお問い合わせください。
「タイ国 法律改訂情報」は、毎月第3木曜日にE-mailで発行いたします。
取り上げて欲しいピックがございましたら、下記までお問い合わせください。

【発行元】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd.

TEL: 0-2712-3199

E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

前田 千文

日系企業様から厚い信頼を集める翻訳サービス

Email もしくは FAX にて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。

さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命は TJP へ